

松本かをり議長の不信任議決を求める決議案を否決 浅原博文議員、杉原延享議員及び 清水ひろ子議員を問責する決議案を可決

6月11日に開かれた議会定例会で、浅原博文議員から「松本かをり議長の不信任議決を求める決議案」(賛成者 杉原延享議員・清水ひろ子議員)が提出されました。この決議案は、提出者と賛成者の計3名が賛成しましたが、他に賛成者はなく、賛成少数で否決されました。

また、同日、松本かをり議長の不信任議決を求める決議案を提出した浅原博文議員、杉原延享議員及び清水ひろ子議員を問責する決議案が、山下喜世治議員から提出され、賛成多数で可決されました。



松本かをり議長

松本かをり議長の不信任議決を求める決議(案)

(提出の理由)

議会は町長等の執行機関に対して、議事機関、意思決定機関として存在しているのは言うまでもない。そして町長が提案した案件に対して可否を表明することが、最も重要な使命であり職責であり、常に監視機能の高揚に務め、自ら進んで調査活動を行うことは論を待たないところである。このような観点から平成13年度から議員の調査活動費として年間一人12万円が与えられたものと理解している。

戦後、議会制民主主義が導入され、執行機関と私も議会が、互いにけん制しつつも、『車の両輪の如く』と言われるのは、この所以であると考えます。

しかるに、平成14年度の予算議会を目前とした2月12日～13日に14年度の重要施策の一つである全天候型体育施設に関し、一部会派と町長が事前審査に当たる、運営、資金計画等について視察旅行を行ったことは、私共としては予期せぬ甚だしく好ましくない行動であると断ぜざるを得ない。去る3月の予算審議の中で町長に対して私は、このような行動を厳に慎むよう進言しましたが、町長は「何ら問題でなく、今後も一部会派の調査活動には同行する」と断言されました。

この行為は、議会活動への介入であり、調査事項によっては議案の事前審議に当たるので議会制度の崩壊であります。本来、政務調査活動は、調査報告書の提出を受けた町長が精査の後、その経費支出の是非を決定すべきものであると考えるが精査以前に相当であるとなるとこれまた疑問が生じてくるのである。

尚、議会人として問題とするのは、政務調査先への依頼文書が松本かをり議長名でなされ訪問人員は、緑生会(議長を含む)4名、公明党2名、無所属1名、佐伯町長(計8名)となっていることであり、俗に言われる馴れ合いそのものであり理解できない。その上、昨年12月議会に提案された職員の再任用に関する条例制定の件は、私の意に反して残念ながら否決されたことは、記憶に新しい事件でした。振り返って、この条例の採決に当たっては、かつて経験したことが無いほど、反対者個々の議員が質疑され、討論を通じて厳しく追及されていたことを思い出します。

さて、職員の再任用の実態はどうなっているのでしょうか。本年3月末日での定年退職者は1名、関係団体職員1名の計2名だったと思いますが二人とも引き続き同じ職場で勤務されていると聞いています。これは議会の意思決定を無視した町長の暴挙とも言わざるを得ない。公正で中立を旨とする議長は「議会の意思を厳守すべき」と、申し入れすべきであるが、条例否決後のこれら町長の行為についても、何ら報告も無くこれを是としているようである。私共は、当町議会の見識と良識、権威と尊厳を守るため問題を提起して、住民に真を問うものであり、松本かをり議長の不信任を強く求めるものである。以上決議する。

議長不信任決議案の内容は事実と異なっている

浅原博文議員から提出された「松本かをり議長の不信任議決を求める決議案」の内容が、事実と異なっており、これをそのままにすると、住民が町政に対して不信感をいだくおそれがあり、また、町長の名誉を著しく傷つけるものであるとし、佐伯町長が特に発言を求めました。議場での町長の発言の要旨は次のとおりです。

「発議の題目は、議長の不信任議決を求める決議案となっており、その中身が事実と異なる造言や虚言をならべていること。その一つが、提出者の言葉の中に、『町長は、何らの問題もなく今後も一部会派の調査活動に同行すると断言されました。』とあるが、それは、提案者の造言・虚言であること。正しくは、『議員が行う政務調査というのは、議員の判断。長が調査を行うというのは、別のこと』と、予算特別委員会で発言しています。また、提出者はここで、『わざわざ町長が言ったこととして、『一部会派』という言葉を使われているのは、提出者に何か別の目的・意図があったることとしてしか、理解できないこと。』

議会活動への介入とは根拠のない発言である

次に、この行為は『議会への介入であり……』と言われているが、具体的に本職が議会活動にどう介入したと言いつのか、単に会派が行う調査に同行したからという理由だけで、議会活動への介入とは、およそ根拠のない発言であること。

政務調査費にも問題は生じない

次に、政務調査に関しては、経費支出について調査報告書を求め、精査することになっており、精査をし、それが適当であれば、当然に何ら問題は生じないことになっています。これもまた、本職が同行した、しないによって、提案者が発言している疑問が生じることはないこと。

職員の身分的根拠や実情 法的知識を有しない発言

さらに、職員の再任用に関する発言について、本年三月末の定年退職者について、『二人とも引き続き同じ職場で勤務されていると聞いています。これは、議会の意思決定を無視した町長の暴挙と言わざるを得ない』と断言されていますが、提出者

は、当該職員の身分的根拠等、その実情及び法的知識を有しているものとは考えられない。しかし、こうしたことに対して、例え無知だからといって許せる問題ではなく、よく調査の上発言されているのか。

したがって、『これは、議会の意思決定を無視した町長の暴挙』などという言葉は、提出者である浅原博文議員、及び本決議案に賛成した杉原延享議員、清水ひろ子議員の、自己中心の偏屈した考えを押し付けようとするものであり、町長に対する誹謗・中傷でしかない』というもので

【政務調査費とは】地方自治法に基づき、議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として、播磨町では議会における会派に対して(一人当たり月額一万円)支給しています。

【職員の再任用】三月議会では否決になった職員の再任用制度は、国の法律改正に基づき、高齢者の知識、経験を活用するとともに、年金制度の改正にあわせ、六十歳台前半で働く意欲と能力のある者を任用する制度ですが、今回、退職後に任用した方は、嘱託員として特定の職務に従事させるため任用しており、再任用制度の任用とは、採用条件や業務内容を全く異にしています。